

## 鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例（平成17年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）第5条及び鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、条例及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (大規模修繕等)

第2条 条例第3条の知事が別に定めるものは、条例第1条の目的を達成するため、私立高等学校、私立中学校又は幼稚園を設置する学校法人が行う別表の左欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

### (補助限度額)

第3条 条例第4条の知事が別に定める額は、別表の右欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

- 2 複数の私立高等学校、私立中学校又は私立幼稚園を整備する場合は、私立高等学校、私立中学校又は私立幼稚園ごとに前項の規定を適用して、本補助金の額を算定するものとする。
- 3 補助事業の実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、補助事業の実施に当たっては、県内事業者等（同条例第8条の規定による県内事業者及び第9条第2項に掲げる県内事業者以外の事業者又はそれらが参加する事業体をいう。）への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、様式第3号による調書を添付するものとする。
- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として30日を経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、学校法人が行う補助事業に係る本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更以外の変更とする。

- 2 前条第1項の規定は、前項の変更の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲

げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
  - 3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、様式第3号による調書を添付するものとする。
  - 4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
  - 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

- 第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
    - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
    - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
  - 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（雑則）

第9条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月18日から施行し、平成17年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年10月20日から施行し、平成17年度の補助事業から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年5月22日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この要綱に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年6月22日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この要綱に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月22日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度末までの間、別表の2の項右欄中「経費（私立高等学校及び私立中学校にあっては200,000,000円、私立幼稚園にあっては100,000,000円を限度）」とあるのは、「経費」とする。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則  
この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成29年9月19日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則  
この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

附 則  
この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

補助事業	補助対象経費
<p>1 建設後おおむね20年以上経過した私立高等学校、私立中学校及び私立幼稚園の既存校舎等の修繕事業、（給排水、衛生、電気、ガス、消防用等の付帯設備整備事業及び安全機能等を確保するための整備事業を含み、用途変更に伴う改造事業を除く。）、アスベストの含有が確認された吹付け石綿等（これに類するもろいアスベスト建材を含む。）の除去等対策事業、下水道法（昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号）第10条に基づく新規の排水設備設置事業及び農林水産省が定める要綱（農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱、村づくり交付金実施要綱等）の規定に基づき設置された農業集落排水処理施設を使用するための新規の排水設備設置事業</p>	<p>修繕事業、石綿等除去等対策事業及び排水設備設置事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等）工事施工のため直接必要な事務に要する費用をいい、工事費又は工事請負費の1パーセントに相当する額を限度とする。）で、1事業当たり5,000,000円以上、私立幼稚園にあつては1事業当たり1,000,000円以上の事業に係る経費（私立高等学校及び私立中学校にあつては100,000,000円未満、私立幼稚園にあつては50,000,000円未満）とし、その合計額から、補助事業に伴う寄付金その他の収入（補助金を除く。）の額を控除した額とする。</p>
<p>2 原則として新耐震設計基準（昭和56年度公布）前の基準により建築された私立高校、私立中学校又は私立幼稚園の既存校舎等の耐震改修事業（公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目（昭和55年7月23日文部大臣裁定）の別表第1に定めるところにより算定した構造耐震指標（以下「I s 値」という。）がおおむね0.7に満たないもの若しくは保有水平耐力に係る指標（以下「q 値」という。）がおおむね1.0に満たないもの又はI s 値がおおむね1.0以下で、かつ耐震改修を必要とする特別の理由があると認められるもので、耐震改修によりこれらが改善され、耐震改修後の当該建物に係るI s 値がおおむね0.7を超え、かつ、q 値が1.0を超えること又は当該耐震改修によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められるものに限る。）</p>	<p>耐震改修事業に必要な工事費又は工事請負費、耐震診断費（耐震改修工事実施年度の前々年度支出実施分まで）及び実施設計費（補助対象工事に係る設計費）で、1事業当たり4,000,000円以上の事業に係る経費（私立高等学校及び私立中学校にあつては200,000,000円、私立幼稚園にあつては100,000,000円を限度）とし、その合計額から、補助事業に伴う寄付金その他の収入（補助金を除く。）の額を控除した額とする。</p>
<p>3 既存校舎等又は新たに取得した既存建物の用途変更に伴う改造事業（私立幼稚園を除く。）</p>	<p>用途変更に伴う改造事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等）工事施工のため直接必要な事務に要する費用をいい、工事費又は工事請負費の1パーセントに相当する額を限度とする。）で、1事業当たり5,000,000円以上の事業に係る経費（100,000,000円未満とし、その合計額から、補助事業に伴う寄付金その他の収入（補助金を除く。）の額を控除した額とする。）</p>

注) 校舎等とは、校舎、園舎、屋内運動場、寄宿舎、産業教育施設、格技場、プール等主として園児・生徒のための教育活動等に資する建物をいう。